

3. 特別会計

(1)種類と目的

市が実施している事業は、基本的な行政サービスを行う一般会計のみではなく、広い範囲にわたっています。

特定の事業を行う場合に、一般会計の歳入・ 歳出と区別して経理するために、特別会計を 設けています。 **1 葬祭事業** 3. 特別会計

市営葬儀を行う「あかし斎場旅立ちの丘」の経理を区分するための会計です。 火葬収入や葬祭収入と一般会計からの繰入金で運営されています。

歳入		4.9 億円
火葬収入	火葬する際の手数料	0.6 億円
葬祭収入	式場等の使用料	0.8 億円
一般会計繰入金	一般会計の負担分	3.5 億円
歳出		4.9 億円
指定管理料	指定管理者への委託料	3.4 億円
公債費	過去に整備した施設にかかる市債の返済金	1.4 億円
納付消費税や土地賃借料など	税務署に納付する消費税など	0.1 億円

公費負担の県支出金や保険料をもとに、病院等で本人負担以外の部分などを支払う会計です。国民健康保険は安定的な事業運営のために各都道府県が財政運営の主体となっています。

歳入		287.1 億円
国民健康保険料	国民健康保険の加入者から納付された保険料	46.8 億円
県支出金	医療費の財源として県から交付されるもの	205.1 億円
一般会計繰入金	保険料を軽減するためなどに一般会計が負担する部分	29.0 億円
基金繰入金	過去の保険料で積み立てられた基金を取り崩したもの	4.9 億円
諸収入など	その他の収入	1.2 億円
歳出		286.8 億円
保険給付費	保険から医療機関などに支払う医療費	199.0 億円
国民健康保険事業費納付金	保険料などを県に納付するもの	79.9 億円
保健事業費	国民健康保険の加入者が受ける特定健康診査などの費用	1.4 億円
職員費など	職員費などその他の支出	6.4 億円

3 **財産区** 3. 特別会計

財産区とは、明治22年の市制・町村制施行の際に、一部地域で使用されてきた農業用ため池や墓地などの財産を市町村に帰属させずに、その地域の財産として管理するための団体で、特別地方公共団体と呼ばれています。

歳入		65.9 億円
前年度繰越金	28か所ある財産区の現金資産	65.6 億円
財産収入	財産区が所有する土地・ため池の売却収入など	0.3 億円
使用料など	財産区が所有する土地の駐車場収入など	300 万円
歳出		1.1 億円
指定寄附事業	財産区域内にある自治会等の地域活動の充実を図る寄附金	0.8 億円
財産管理運営事業	財産区が所有しているため池や墓地の維持管理費用	0.2 億円
財産処分事業	ため池などの処分にかかる水利補償金や一般会計への事務費	200 万円
財産区管理会運営事業	財産区管理会委員の報酬など	400 万円

4 公共用地取得事業 3. 特別会計

道路事業用地を先行して取得する特別会計です。

実際に事業を進める際には、国の補助事業を活用して一般会計が特別会計から事業用地を買い戻します。

歳入		8.5 億円
土地売払収入	一般会計への土地売払い収入	5.7 億円
市債	先行取得するための資金	2.8 億円
一般会計繰入金など	公債費のうち利子相当分等の一般会計の負担など	100 万円
歳出		8.5 億円
山手環状線用地取得費	山手環状線の道路用地を先行取得する費用	2.4 億円
江井ヶ島松陰新田線用地取得費	江井ヶ島松陰新田線の道路用地を先行取得する費用	0.3 億円
公債費	一般会計が買い戻した際に市債を償還する経費	5.7 億円

5 石ケ谷墓園整備事業

3. 特別会計

石ヶ谷墓園を管理運営する特別会計です。 特定の収入として墓園の使用料や合葬式墓地の使用料などがあります。

歳入		3.9 億円
一般墓地使用料	一般墓地の使用料	0.2 億円
合葬式墓地使用料	合葬式墓地の使用料	0.3 億円
墓園管理料など	一般墓地の管理料	300 万円
繰越金	前年度からの繰越金	3.3 億円
歳出		0.6 億円
墓園維持管理費など	墓園の維持管理費や職員費など	0.6 億円

6 地方卸売市場事業 3. 特別会計

地方卸売市場を管理運営する特別会計です。 市場使用料を指定管理者の収入とする利用料金制が導入されています。

歳入		0.5 億円
指定管理者公債費負担金	指定管理者が負担する公債費の一部	0.2 億円
一般会計繰入金など	一般会計が負担する公債費の一部など	0.3 億円
歳出		0.5 億円
公債費	過去に整備した施設にかかる市債の返済金	0.4 億円
その他経費	その他施設の維持管理経費など	0.1 億円

7 介護保険事業 3. 特別会計

介護保険料や国県支出金などをもとに介護サービスを給付する特別会計です。保険料のほか、国・県・市が一定の割合で負担します。

令和5年度の決算状況

歳入		251.0 億円
介護保険料	65歳以上の被保険者の保険料	51.0 億円
支払基金交付金	40歳から64歳までの被保険者の保険料	64.3 億円
国庫支出金・県支出金	国と県の負担分	90.8 億円
一般会計繰入金	市の負担分	39.0 億円
基金繰入金	過去の保険料で積み立てられた基金を取り崩したもの	2.5 億円
繰越金など	前年度からの繰越金など	3.5 億円
歳出		249.8 億円
保険給付費	介護サービスや介護予防サービスなどの給付	228.3 億円
地域支援事業費	生活支援サービスなどの事業費	11.5 億円
保健福祉事業費	認知症家族・高齢者支援事業など	0.4 億円
一般管理費など	職員費などの事務費	9.6 億円

191

土地区画整理事業が完了した後の清算金を整理する特別会計です。 この特別会計は鳥羽新田地区の土地区画整理事業の完了に伴い始まったものです。

歳入		0.2 億円
換地清算金収入	清算金の収入	90 万円
歳出		300 万円
繰上充用金	前年度の歳入不足分への充用するもの	300 万円

9 後期高齢者医療事業

3. 特別会計

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度です。 後期高齢者医療は都道府県ごとに設置され、市町村と事務を分担しながら運営されています。

歳入		46.3 億円
後期高齢者医療保険料	75歳以上の市民の保険料	36.9 億円
一般会計繰入金	保険料を軽減するためなどに一般会計が負担する部分	8.8 億円
諸収入など	健康診査広域連合補助金など	0.6 億円
歳出		45.1 億円
後期高齢者医療広域連合納付金	徴収した保険料を広域連合へ納付	44.2 億円
保健事業費	健康診査の経費	0.4 億円
一般管理費など	事務費など	0.5 億円

10 病院事業債管理 3. 特別会計

独立行政法人である市民病院は、設立団体である市を通じて資金の借入や返済を行います。市が市民病院の代わりに行う銀行などからの借入や返済を管理するための会計です。

歳入		11.0 億円
貸付金元利収入	市民病院からの返済金	4.5 億円
市債	市民病院へ貸し付けるための借入金	6.5 億円
歳出		11.0 億円
貸付金	市民病院への貸付金	6.5 億円
公債費	借入金の返済	4.5 億円

母子家庭などの経済的自立を図り、児童の福祉の推進を目的とした貸付制度です。国と市からの資金を原資に貸付を行っています。

歳入		0.3 億円
貸付金元利収入	過去に貸し付けを受けた市民からの返済金	500 万円
市債	貸し付けの原資の借入金	0.1 億円
一般会計繰入金	一般会計の負担分	0.1 億円
繰越金など	前年度からの繰越金	0.1 億円
歳出		0.2 億円
貸付金	対象者への貸付金	300 万円
国への償還金	剰余金の一部を国に返済するもの	0.2 億円
一般会計への繰出金など	剰余金の一部を市に繰り戻すものなど	500 万円